

納付方法を確認しましょう

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、前年度と同じく所得割率が8・39パーセント、均等割額が4万3、400円です。7月に発送する保険料額決定通知書を確認して、納付してください。

保険料額決定通知書を発送します

納付書や口座振替で納付する普通徴収の人は7月15日(金)に、年金から直接引き落としで納付する特

別徴収の人は7月21日(木)に保険料額決定通知書を発送します。

なお、確定申告の申告期限を延長して申告した人は、8月以降に保険料が変更になる場合がありますので注意してください。

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります(左上表)。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

年金からの引き落としを口座振替に変更するには

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月29日(金)までに印鑑と引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。

ただし、これまでの納付状況などから変更ができない場合があります。

基準を満たす人は

窓口での負担割合が2割に

世帯に課税所得が28万円以上145万円未満の被保険者がいて、次のいずれかに当てはまる場合は、10月から医療機関の窓口での負担割合が2割になります。

- 被保険者が1人の世帯で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
- 被保険者が2人以上の世帯で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上

また、負担割合が2割になった人に対しては、自己負担額の増額を1カ月につき3、000円に収める配慮措置があります(下表)。

今年度は保険証が2回届きます

医療費の負担割合の見直しに伴って、令和4年度の保険証は、

8月1日から有効な物と10月1日から有効な物を2回に分けて発送します。負担割合に変更がない人にも2回発送します。

保険証は簡易書留で発送し、配達時に不在の場合は「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。

保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りにきてください。

有効期限が過ぎた保険証は個人情報に注意して廃棄するか、次の場所に設置された保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置場所▶保険年金課、下総・大栄支所
※くわしくは同課へ。

令和4年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
令和4年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人	年金からの引き落としによる納付
令和3年9月までに年齢到達や転入などにより新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより、年金からの引き落としが停止された人	○7~9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
令和4年5月までに年齢到達などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人)	納付書または口座振替による納付
令和4年6月以降に年齢到達などにより新たに資格を取得した人	

*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合です

配慮措置の例

1カ月の外来の医療費全体額が5万円のとき

負担割合が1割の自己負担額(①)	5,000円
負担割合が2割の自己負担額(②)	10,000円
負担増額(③=②-①)	5,000円
負担増の上限額(④)	3,000円
払い戻しなど(⑤=③-④)	2,000円

上限額を超えて支払った金額は高額療養費として後日支給します